

グループホーム森の園入居契約書

◆◆ 目 次 ◆◆

第一章 総則

第1条(契約の目的)

第2条(契約期間)

第3条(介護サービス計画の決定・変更)

第4条(介護保険給付対象サービス)

第5条(介護保険給付対象外のサービス)

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条(サービス利用料金の支払い)

第7条(利用料金の変更)

第三章 事業者の義務

第8条(事業者及びサービス従事者の義務)

第9条(守秘義務等)

第四章 契約者の義務

第10条(契約者の施設利用上の注意義務等)

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

第11条(損害賠償責任)

第12条(損害賠償がなされない場合)

第13条(事業者の責任によらない事由による
サービスの実施不能)

第六章 契約の終了

第14条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第15条(契約者からの中途解約)

第16条(契約者からの契約解除)

第17条(事業者からの契約解除)

第18条(精算)

第19条(残置物の引取等)

第七章 その他

第20条(苦情処理)

第21条(協議事項)

(以下「契約者」という。)と社会福祉法人愛信会(以下「事業者」という。)は、契約者が「認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護」グループホーム森の園(以下「ホーム」という。)において、事業者から提供されるサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総 則

第1条 契約の目的

- 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定めるサービスを提供します。
- 事業者が契約者に対して実施するサービスの内容(ケアプランを含む)(以下「サービス計画」という。)は、別紙に定めるとおりとします。

第2条 契約期間

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の14日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合は、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 介護サービス計画の決定・変更

- 事業者は、計画作成担当者に第1条第2項に定めるサービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- サービス計画は、計画作成担当者がサービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意した上で決定します。
- 事業者は、サービス計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、契約者及びその家族の要請に応じて、計画作成担当者にサービス計画について変更の必要あるかを調査させ、その結果、サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、サービス計画を変更するものとします。
- 事業者は、サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条 介護保険給付対象サービス

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排せつ、介護、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第5条 介護保険給付対象外のサービス

- 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 食事
 - 買い物、行政機関の手続きの代行
 - 医師の往診等療養上の世話
 - 契約者に対する理美容サービス
 - 教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 前項の他、事業者は、事業サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要になるものに係るサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 前2項に定めるサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明を行い支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条 サービス利用料金の支払い

- 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:介護保険負担割合証に記載された割合率を乗じた額)を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)
- 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 前項の他、契約者はおむつ代等第4条及び第5条に定めるサービスの提供において必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。

- 4 前3項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月20日までに支払うものとします。
- 5 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7条 利用料金の変更

- 1 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第8条 事業者及びサービス従事者の義務

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保及び個々のプロフィールを大切にし、より家庭的な生活を配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、契約者に対するサービスの提供について具体的な内容等を記録、作成し、その完結の日から5年間保管し、契約者もしくはその代理人の申出に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- 7 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

第9条 守秘義務等

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第14条に定める契約者の円滑な退居のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第四章 契約者の義務

第 10 条 契約者の施設利用上の注意義務等

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生上の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内にて、必要な対応をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

第 11 条 損害賠償責任

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置については記録するものとします。

第 12 条 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第 13 条 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

事業者は、本契約の有効期間中、地震・他の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 14 条 契約の終了事由、契約終了に伴う援助

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が要支援1又は自立と判定された場合
 - 三 ホームへの入居契約が終了した場合
 - 四 事業者が破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
 - 五 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 六 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 七 第 15 条から第 17 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。
 - 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設入居等の相談
 - 二 居宅介護支援事業者の紹介
 - 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者への相談

第 15 条 契約者からの中途解約

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 14 日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、第 7 条第 3 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第 1 項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第 6 条第 5 項の規定は、本条に準用されます。

第 16 条 契約者からの契約解除

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 17 条 事業者からの契約解除

事業者は、契約者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- 二 契約者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上（※最低3か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者が連續して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 五 契約者が介護老人保健施設等に入居した場合

第18条 精 算

- 1 第14条第1項第二号から第七号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。その際、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第6条第5項を準用します。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者は、第14条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。

第19条（残置物の引取等）

- 1 契約者は、本契約が終了した後、契約者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができます。特に定めのない場合は、身元保証人に残置物引取人となっていただきます。
- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者又は残置物引取人にその旨連絡するものとします。
- 3 契約者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。
但し、契約者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。
- 4 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、契約者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者又は残置物引取人に引き渡すものとします。
但し、その引き渡しに係る費用は契約者又は残置物引取人の負担とします。
- 5 事業者は、契約者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第七章 その他

第20条 苦情処理

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第21条 協議事項

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

「認知症対応型共同生活介護」重要事項説明書
「介護予防認知症対応型共同生活介護」重要事項説明書

グループホーム森の園重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(愛媛県指定 第3871000224号)

当事業所はご契約者に対して認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援2」・「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆ 目 次 ◆◆

1.施設経営法人.....	7
2.ご利用施設.....	7
3.居室の概要.....	8
4.職員の配置状況.....	8
5.当施設が提供するサービスと利用料金.....	8
6.苦情の受付について.....	122
7.事故発生時の対応について.....	12

1.施設経営法人

- (1)法 人 名 社会福祉法人 愛信会
(2)法人所在地 愛媛県伊予市森甲440番地1
(3)電 話 番 号 089-982-7474
(4)代表者氏名 理事長 柳澤 きく子
(5)設立年月日 平成13年7月25日

2.ご利用施設

- (1)施設の種類 認知症対応型共同生活介護[平成14年5月2日指定 愛媛県 3871000224号]
介護予防認知症対応型共同生活介護[平成18年4月1日指定 愛媛県 3871000224号]
(2)施設の目的 認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、要支援2または要介護状態であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようとする。
(3)施設の名称 グループホーム 森の園

- (4)施設の所在地 愛媛県伊予市森甲440番地1
- (5)電話番号 089-982-7474
- (6)施設長氏名 施設長 柳澤 勘一郎
- (7)当施設の運営方針
- 事業所は、要支援2または、要介護状態で認知症の状態にある者に対し、その有する能力に応じた自立した日常生活を家庭的な環境の中で営むことができるよう、入居者の心身等の状況に応じてグループで共同生活を営み、その住居において入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の便宜の提供、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び生活の援助を行う。
 - 事業所は入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場にたったサービス提供に努める。
 - 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護老人福祉事業所やその他 保健・医療又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。
- (8)開設年月 平成14年5月2日
- (9)入居定員 18人

3.居室の概要

(1)居室等の概要

当施設では入居される居室は、全室個室です。

居室・設備の種類	室 数	備 考
居室(1人部屋)	18室	
食 堂・居 間	2室	
事 務 室	2室	
浴 室	2室	
ト イ レ	6室	

※上記は全体(2ユニットあたり)の室数です。

4.職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して認知症生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職種の勤務体制> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者 (2名)	標準的な時間帯における最低配置人員
2. 計画作成担当者 (2名)	早朝: 7:00~16:00 2名
3. 介護職員	日中: 8:30~17:30 2名
	遅出: 10:00~19:00 2名
	夜間: 17:00~10:00 2名

※上記は全体(2ユニットあたり)の人数です。

5.当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|--------------------------------|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。 |

(1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(介護保険負担割合証に記載された割合を差引いた額)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

- ・入浴は、入居者の希望・状態に応じて行います。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・一般家庭と同じような四季折々の行事を行い、また職員の援助のもと家事等を行うことにより、日常生活の中で生活リハビリを行うよう努めます。

④相談及び援助

- ・入居者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう、努めます。

⑤その他自立への支援

- ・入居者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>(契約書第6条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額:介護保険負担割合証に記載された割合)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

1.ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要支援2 7,490円	要介護1 7,530円	要介護2 7,880円	要介護3 8,120円	要介護4 8,280円	要介護5 8,450円
2.うち、介護保険から 給付される金額	6,741円	6,777円	7,092円	7,308円	7,452円	7,605円
3.サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	749円	753円	788円	812円	828円	845円

☆ご契約者がまだ要介護認定及び要支援認定等を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

加算料金

初期加算	30円	介護保険の1割負担
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円	〃 (認知症自立度Ⅲa以上の 方)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円	〃
若年性認知症利用者受入加算	120円	〃 (65歳の前々日まで)
科学的介護推進体制加算	40円/	利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機

	月	能、認知症の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出
入院時加算	246円	30日以上入居後、病院又は診療所に入院した場合1ヵ月に6日まで算定
退所時相談援助加算	400円	当施設退去後の介護サービス事業者に対して、文書を添え、必要な情報を提供
介護職員等処遇改善加算(加算Ⅰ)	18.6%	1月の総利用単位数に乘ずる
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100円/月	介護機器の活用。委員会の設置。業務改善の継続 ※利用者、職員調査表を厚生労働省へ提出

※利用者の個人情報が出るものではありません。

- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。(上記の利用料金は1割負担の場合で計算されたものであり、2割負担や3割負担の方についてはそれぞれ2倍3倍の料金となります。)
- ☆ 小数点以下について、端数の処理により多少の前後がありますのでご了承ください。
- ☆ 今後も介護保険制度の改正によるサービス費の変更やサービス向上の為に体制整備等での加算取得等により料金が変更される可能性があります。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)

①日常生活上必要となる諸費用実費(別紙参照)

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

その他の料金

食材料金(1日)	1,000円
家賃(1ヶ月)	35,000円
高熱水費(1ヶ月)	10,000円
理美容代	実費
おむつ代	実費

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・職員の立てる献立表により季節感に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。
- ・食事はできるだけ離床して食堂で食べただけるように配慮します。

(食事時間)

朝食 7:30～8:30　　昼食 12:00～13:00　　夕食 17:30～18:30

② 買い物、行政機関の手続きの代行

・入居者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。

・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入居者及びご家族の状況によっては代行します。

③ 医師の往診等療養上の世話

・緊急時必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。

・入居者等の生命又は身体を保護するためやむをえない場合を除き、身体的拘束や行動の制限をいたしません。

・入居者が外部の医療機関に通院する場合は、ご家族で対応をお願いします。(ただし、緊急時についてはこの限りではありません)

④ 理美容サービス

・業者に委託し、サービスを提供します。

⑤ 教養娯楽設備費等の提供あるいはレクリエーション行事

・季節に応じた家庭的な行事を計画しています。

⑥ 貴重品の管理

・金銭管理に関してはご家族の方に管理していただきます。ただし、やむを得ない場合は施設にて管理いたしますのでお申し付け下さい。

・ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○ 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○ お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○ 保管管理者：施設長

○ 出 納 方 法：手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者に交付します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求致します。原則として、翌月20日までにお支払い下さい。又、ご都合にて銀行振り込みをご希望される場合はお申し付け下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

① 嘱託医

医療機関の名称	友澤外科 (友澤 哲男)
所在地	伊予郡松前町北黒田 173-1
診療科	外科

② 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人誠志会 砥部病院
所在地	伊予郡砥部町麻生40番地1
診療科	内科・脳神経外科・心療内科 眼科・整形外科・皮膚科など

③ 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人尚温会 伊予病院
所在地	伊予市八倉906番地5
診療科	整形外科・脳神経外科・循環器科・心療内科など

④ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	新歯科医院
所在地	伊予市米湊安広 821- 9
診療科	歯科

6.苦情の受付について(契約書第20条参照)

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(主な担当者)

[職名]	管 理 者	山下 亮 · 亀岡 成道
	計画作成担当者	山下 亮 · 亀岡 成道

○受付時間 每 日 24時間

(2)行政機関その他苦情受付機関

伊予市役所介護保険担当課	伊予市米湊 820	/TEL 089- 982- 1111 FAX 089- 983- 3681
松前町役場介護保険担当課	伊予郡松前町筒井 631	/TEL 089- 985- 4115 FAX 089- 984- 8951
松山市役所介護保険担当課	松山市二番町四丁目 7番地 2	/TEL 089- 948- 6949 · 089- 948- 6593
国民健康保険団体連合会	松山市高岡町 101- 1	/TEL 089- 968- 8800 FAX 089- 965- 3800
愛媛県社会福祉協議会(救済委員会)	松山市持田町三丁目 8-15	/TEL 089- 998- 3477 FAX 0893- 44- 4116

7.事故発生時の対応

(1)迅速な事故処理を行います。

(2)入居者の家族、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業者、市町等に連絡を取ります。

(3)再発防止策を講じます。

※この重要事項説明書は、(平成18年3月14日 厚生労働省令 第34号 第5章 第4節 / 平成18年3月14日) 厚生労働省令 第36号 第4章 第4節) の規定に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1.施設の概要

(1)建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階

(2)建物の延べ床面積 5,806.55m²

(3)併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設] 平成14年5月2日 指定 愛媛県3871000265号

定員50名

[短期入居生活介護] 平成14年5月2日 指定 愛媛県3871000273号 定員

20名		
[通 所 介 護]	平成14年5月2日 指定 愛媛県3871000240号	定員
35名		
[居宅介護支援事業]	平成14年5月2日 指定 愛媛県3871000257号	
[訪 問 介 護]	平成14年5月2日 指定 愛媛県3871000232号	
※平成19年4月以降、介護老人福祉施設以外の事業所は、介護予防事業の指定も受けています。		
(4)施設の周辺環境		
当施設は、周囲を田畠に囲まれ、西側には伊予灘が望める等、見晴らしの良い景色、静かな自然の中になります。		

2.職員の配置状況

<配置職員の職種>

管 理 者	…本会理事会の命を受け、事務所の業務を統括するとともに、職員の指揮監督及び管理運営に当たります。
計画作成担当者	…適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行います。
介 護 職 員	…入居者の介護、日常生活上の世話、レクリエーション等の提供に当たります。

3.契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第3条参照)

① 当事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

② その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③ 施設サービス計画(ケアプラン)は6ヶ月に1回もしくは、ご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画(ケアプラン)を変更いたします。

④ 施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4.サービス提供における事業者の義務(契約書第8条参照)

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から5年間保管すると

ともに、ご契約者又は代理人の申出に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥ 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供いたします。

5.損害賠償について(契約書第 11 条、第 12 条、第 13 条参照)

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6.サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 14 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。(契約書第 14 条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が要支援1又は自立と判定された場合
- ③ 施設への入居契約が終了した場合
- ④ 事業者が破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑧ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 15 条及び第 16 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から入居契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 14 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症生活介護サービスを実施しない場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの契約解除の申し出(契約書第17条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連續して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合（尚、入院中におきましても在籍中は家賃・共益費・光熱費等の支払いが生じます）
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設等に入居した場合

(3)契約の終了に伴う援助(契約書第14条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

個人情報に関する基本方針

社会福祉法人 愛信会（以下、「法人」という）は、利用者の方々に対する個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの大変な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令その他の関係法令及び厚生省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1. 個人情報の適切な取得・管理・利用・開示・委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供に当たり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話 089- 982- 7474）までお問い合わせください。

4. 苦情の対応

法人は、本人が自己の個人情報に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報に関する基本方針は、当法人の掲示板に掲示するとともに、要望に応じて紙面にて、公表いたします。

社会福祉法人 愛信会
理事長 柳澤 きく子
高齢者総合福祉施設 森の園
施設長 柳澤 勘一郎

個人情報の利用目的

社会福祉法人 愛信会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者又はご家族の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的

- ①施設が提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護、医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見、助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的

施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料
- ・施設等において行われる学生等の実習への協力
- ・施設において行われる事例研究等
- ・居室の名札、投薬袋、機関紙や行事等の掲示物など、施設での生活に必要な最小限のもの

2. 他の事業所への情報提供に係る利用目的

施設の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関・評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人及び利用者の家族の同意を得ることなく、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

社会福祉法人 愛信会

理事長 柳澤 きく子

高齢者総合福祉施設 森の園

施設長 柳澤 勘一郎

高齢者総合福祉施設森の園 利用にあたっての契約・同意書

本契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

上記事業所の事業を利用するにあたって、以下の4点について事業者より説明を受け、これに同意します。

1. サービスの概要及び重要事項の説明及び同意
2. 各事業計画の内容及び利用料についての説明及び同意
3. 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合のご利用者及び家族等の個人情報を用いることについての説明及び同意
4. 個人情報の使用にあたっての同意

令和 年 月 日

契 約 者

(利 用 者) 〈住 所〉 _____

〈氏 名〉 _____ 

身元保証人

(家族代表) 〈住 所〉 _____

続柄

〈氏 名〉 _____ 

身元保証人

〈住 所〉 _____

続柄

〈氏 名〉 _____ 

事 業 者 伊予市森甲440番地1

社会福祉法人 愛信会

理事長 柳澤きく子



事 業 所 伊予市森甲440番地1 TEL 089-982-7474

グループホーム森の園 事業者番号 3871000224

説 明 者 計画作成担当者 _____ 